

申請用

公益社団法人日本小児歯科学会専門医制度

教育研修単位取得証明書

教育研修記録簿

症例リスト

申請者氏名	
学会会員番号	第 号

## 小児歯科専門医申請のための指針

日本小児歯科学会専門医制度は、小児歯科学の専門的知識と技術、そして公共的使命と社会的責任を有する歯科医師を育成するとともに、小児歯科医療の発展と向上をはかり、小児保健の充実と増進に寄与することを目的としています。

この教育研修記録簿は、専門医を申請される時の大切な資料となります。研修の都度、各自でご記入のうえ大切に保存しておいてください。

## 参 考 資 料

### 専門医申請者の資格(専門医制度規則、専門医制度施行細則)

規則第8条 専門医の審査を受けようとする者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 日本国歯科医師の免許証を有すること。
- (2) 専門医の認定申請時において、5年以上引き続いて本学会会員である者。
- (3) 専門医制度規則第6章の規定によって指定された研修施設で、第7章に定められた教育研修内容に従い、施行細則第5条で示される研修を修めた者。
- (4) 専門医の認定申請時に教育研修単位を必要単位数取得している者。ただし、附表1に示す臨床、学術、業績の各研修の最低必要単位数を満たしていなければならない。
- (5) 原則として、日本歯科医師会会員である者(正会員、準会員)。

細則第5条 規則第8条における必要な教育研修単位数は、附表1に示す臨床、学術、業績の各研修の最低必要単位数を含み150単位以上とする。また大学研修施設で40単位以上の研修を受けるとともに、通算5年以上の小児歯科臨床経験を有すること。ただし、原則として卒直後1年間の歯科医師臨床研修期間は除くものとする。

### 専門医の申請書類(専門医制度規則)

第9条 申請者は、次の各項の申請書類を専門医認定委員会に提出しなければならない。

- (1) 専門医認定申請書(第1号様式)
- (2) 履歴書(第2号様式)
- (3) 診療実績証明書[専門医認定申請用](第3号様式)
- (4) 教育研修単位取得証明書・教育研修記録簿および症例リスト(第4号様式、4-1、4-2)
- (5) 学会参加、発表等を証明する資料
- (6) 歯科医師免許証(コピー可)
- (7) 日本歯科医師会会員証(原則として必要。コピー可)
- (8) 専門医認定申請料振込み受領証コピー

注)

(4)の症例リスト(第4号様式4-2):記載する症例は、主治医として担当した小児歯科治療10症例で、2年以上の長期継続観察症例(乳歯列期から混合歯列期にかけての症例を含むこと)を5症例以上記載すること。診療内容は齲蝕、外傷、咬合誘導、過剰歯・小帯異常、齲蝕予防管理、歯周疾患あるいは発達障害児、全身疾患を有する小児、歯科的不協力児の長期口腔管理などで1患児1症例とする。

(5)の学会参加の証明は、会員証で登録を行った研修会は提出を免除する。また、発表の証明は、日本小児歯科学会の発表の場合は、プログラム・目次・論文1ページ目等のコピー、日本小児歯科学会以外の発表の場合は、抄録コピー・論文別刷等発表内容が確認できる資料を提出する

諸費用(専門医制度施行細則):

細則第 11 条 より抜粋 (申請時にかかる費用)

専門医認定申請料 1 万円

(送付先住所)

〒170-0003 東京都豊島区駒込 1-43-9 駒込 TS ビル 4F

一般財団法人 口腔保健協会内 公益社団法人日本小児歯科学会専門医認定委員会 係

専門医試験(専門医試験施行細則)

第4条 専門医試験は、次の各号の科目について行う。

(1)ケースプレゼンテーションおよび口頭試問(2症例)

(2)症例課題(記述試験)

(3)客観試験(選択肢問題)

注)

(1) 症例リスト(第4号様式4-2)の中から2症例についてケースプレゼンテーションと口頭試問を行う。2症例のうち1症例は試験委員が選定し、試験案内の際に通知する。他の1症例については申請者が選ぶことができる。

1 症例につきケースプレゼンテーション 15 分、口頭試問 10 分とする。

ケースプレゼンテーションは、口腔内写真、スタディモデル、エックス線写真、分析データ・検査データ等の資料を用意し、検査、診断、治療方針、治療経過について説明する。資料については、患者名(個人情報)が明らかにならないよう配慮すること。

(2)症例課題は、試験委員が提示した症例の資料に基づいて、診断や治療計画を記述するものとする。

(3)客観試験は、小児歯科専門医に必要な全般的知識を問う選択肢問題とする。

第5条第3項 合否判定は次のとおりとする。

3科目とも 75 点以上を及第点とし、3科目すべての及第をもって合格とする。及第点に達しなかった科目については、その科目のみ再度受験申請し及第点をとれば合格とする。

附表 1

教育研修単位基準（専門医申請時に必要な単位数）

1. 臨床研修：各施設での研修  
 （最低必要単位数 60：ただし、大学研修施設での研修単位を 40 単位以上含むこと）
  - 1) 研修施設（1 年間） 20
  - 2) 研修施設以外で専門医指導医がいる施設（1 年間） 10
  - 3) 研修施設以外で専門医がいる施設（1 年間） 5

\*1 年未満の教育研修は、研修を行った月数を 12 で除した値に所定単位数を乗じて算定する。

\*曜日単位の教育研修は、研修を行った曜日数を 5 で除した値に所定単位数を乗じて算定する。

\*但し、移行期間にまたがる研修単位については専門医認定委員会で審議する。
  
2. 学術研修：小児歯科関連の学会および研修会での発表あるいは参加<sup>注1</sup>  
 （最低必要単位数 50）
  - 1) 日本小児歯科学会大会<sup>注2</sup>（全国大会、地方会大会、専門医研修セミナー）
    - (イ) 発表者のみ（共同発表者は含まない） 15
    - (ロ) 参加者 10
  - 2) 小児歯科関連の国際学会大会<sup>注3</sup>（国際小児歯科学会、アジア小児歯科学会など）
    - (イ) 発表者（共同発表者は含まない） 15
    - (ロ) 参加者 10
  - 3) 小児歯科に関連する学会大会または地域単位の研修会<sup>注4</sup>
    - (イ) 発表者（共同発表者は含まない） 10
    - (ロ) 参加者 5
  
3. 業績：小児歯科学分野の研究や症例の学術雑誌等への論文発表<sup>注5</sup>（最低必要単位数 10）
  - 1) 小児歯科学雑誌または **Pediatric Dental Journal**
    - 筆頭著者 10
    - 共同著者（筆頭より 5 番目までに限る） 5
  - 2) 上記以外の学術雑誌
    - 筆頭著者 5
    - 共同著者（筆頭より 5 番目までに限る） 2
  - 3) 学術著書
    - 単著あるいは編者 10
    - 分担執筆 5
  - 4) 商業雑誌等
    - 筆頭著者 5
    - 共同著者（筆頭より 5 番目までに限る） 2
  
4. 社会への貢献<sup>注6</sup> 1 件につき最高 3

注 1：発表証明あるいは参加証明の添付が必要。ただし、会員証（IDカード）で登録を行った研修会については、参加証明の添付は免除する。

注 2：参加の 10 単位と発表の 5 単位が加算され、15 単位となる。また、各地方会に出席する毎に、教育研修単位数は加算される。

注3：専門医認定委員会で承認されたものでなければならない。

注4：専門医認定委員会に以下の条件を証明する書類を添えて申請し認定されなければならない。ただし、地域的事情により、条件を満たすことができないと専門医認定委員会が認めた場合には、特例で認定することがある。なお、参加単位は1年間で5単位を上限とし、発表単位は1年間で10単位を上限とする。

①「会員数」が30名以上の場合は30%以上あるいは20名以上が専門医、「会員数」が30名未満の場合は10名以上の会員数で60%以上の専門医を有している。

②機関誌を発行している。

③定期的な研修会を開催している。

④規約が存在する。

⑤申請に際して、所属地域の日本小児歯科学会地方会の承認を得る。

⑥研修会の正会員は日本小児歯科学会会員であり、正会員数が10名以上である。

注5：論文の受理証明を添付することで認められる。投稿中は不可。

注6：具体的内容を記入し（本会・地方会活動、講演、地域の保健活動、専門学校の講義、公共出版物への執筆など）、専門医認定委員会において単位評価を行う。一つの活動項目について単位認定がなされ、1年間で12単位を上限とする。

## 教育研修単位取得証明書

令和 年 月 日

公益社団法人日本小児歯科学会  
専門医認定委員会 殿

専門医指導医 \_\_\_\_\_ 印

申請者 \_\_\_\_\_ は下記の通り小児歯科学の教育研修を行い小児歯科専門医の取得申請に必要な教育研修単位を合計150単位以上取得したことを証明する。

詳細については本記録簿に記載のとおりである。

教育研修単位項目	(最低必要単位数)	単位
1. 臨床研修(大学研修施設での研修単位を40単位以上含む)	(60)	
2. 学術研修	(50)	
3. 業績	(10)	
4. 社会貢献		
合計単位	(150)	

## 1. 臨床研修

(専門医制度規則並びに施行細則、附表1を参照)

研修期間 (年月日～年月日)	研修施設・施設名	勤務形態 (週何日)	専門医指導医名 もしくは専門医名 (登録番号 第	・印 ・印 号)	単位
年 月 日～ 年 月 日			(登録番号 第	印 号)	
年 月 日～ 年 月 日			(登録番号 第	印 号)	
年 月 日～ 年 月 日			(登録番号 第	印 号)	
年 月 日～ 年 月 日			(登録番号 第	印 号)	
年 月 日～ 年 月 日			(登録番号 第	印 号)	
年 月 日～ 年 月 日			(登録番号 第	印 号)	
年 月 日～ 年 月 日			(登録番号 第	印 号)	

\* 研修施設で教育研修カリキュラムに従い最低必要単位数を 60 単位以上修得するが、大学研修施設での研修単位数を 40 単位以上含む必要がある。ただし、1 年間の歯科医師臨床研修期間(平成 18 年度以降の研修医が対象)は除く。(細則 5 条) 教育研修カリキュラムは、小児歯科診療ガイドラインに沿ったものとする。

\* 施設における教育研修単位は1年を単位とする。1 年未満の教育研修は、研修を行った月数を 12 で除した値に所定単位数を乗じて算定する。曜日単位の教育研修は、研修を行った曜日数を 5 で除した値に所定単位数を乗じて算定する。(附表1参照、例:歯科大学付属病院の小児歯科において、毎週 2 日の研修を 8 か月間行った場合の単位は  $20 \times 8 / 12 \times 2 / 5 = 5.3$  単位となる。)

\* 平成 18 年 3 月末日以前の臨床研修単位は、認定医制度附則第 2 条の各施設における研修単位に準ずる。平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月末日までの臨床研修単位は、移行期間における専門医制度規則附表 1 の各施設における研修単位に準ずる。平成 20 年 4 月 1 日以降は、本記録簿の附表 1 に準ずる。

## 2. 学術研修

(専門医制度規則並びに施行細則、附表1を参照)

(本学会入会以降に参加した研修会・学会発表を以下に記載する。)

\* 平成 18 年 3 月末日以前に、学会(日本小児歯科学会全国大会および地方会)での演者のみ 1 演題毎に 5 単位が認められる。平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月末日までは、移行期間における教育研修単位を参照(和文誌並びにホームページ掲載)。平成 20 年 4 月 1 日以降は、本記録簿を参照。

	学会大会および研修会名, 開催期日, 場所, 発表の場合は発表タイトル(発表演者のみ)	参加・ 発表の 区別	単位
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			



	学会大会および研修会名, 開催期日, 場所, 発表の場合は発表タイトル(発表演者のみ)	参加・ 発表の 区別	単位
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

(専門医制度規則並びに施行細則、附表1を参照)

\* 研修会の参加証、症例発表の抄録等(コピー可)を別資料として提出する。会員証(IDカード)により登録した研修会については、証明の添付を免除する。共同発表者および資格更新用ケースプレゼンテーションの単位加算は無いが、記録として記入しておく。

### 3. 業績

(専門医制度規則並びに施行細則、附表1を参照) (学会入会以降に発表した業績を以下に記載する。)

\*平成18年3月末日以前に、業績(小児歯誌、PDJ、小児歯科関連学術著書)での筆頭著者のみ1論文毎に5単位が認められる。平成18年4月1日から平成20年3月末日までは、移行期間における教育研修単位を参照(和文誌並びにホームページ掲載)。平成20年4月1日以降は、本記録簿を参照。

	著者名 (論文は記載順に 全員を記す)	論文:表題, 雑誌名, 巻(号), 頁~頁, 年 著書:表題, 書名, 編集者, 出版社, 頁~頁, 年	単位
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

	著者名 (論文は記載順に 全員を記す)	論文:表題, 雑誌名, 巻(号), 頁~頁, 年 著書:表題, 書名, 編集者, 出版社, 頁~頁, 年	単位
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

\* 教育研修単位として認められるのは、

- 1) 日本小児歯科学会が発刊する学術雑誌の筆頭著者、共著者(筆頭より5番目までに限る)
- 2) 上記以外の学術雑誌の筆頭著者、共著者(筆頭より5番目までに限る)
- 3) 小児歯科関連の著書(分担執筆を含む)
- 4) 小児歯科関連の商業雑誌の筆頭著者、共著者(筆頭より5番目までに限る)

#### 4. 社会貢献

(専門医制度規則並びに施行細則、附表1を参照)

	学会講演、地域の保健活動、専門学校の講義、学会活動などの区別	活動内容(講演テーマ, 主催, 貢献内容など) 期日(期間), 場所, その他	単位
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

	学会講演、地域の保健活動、専門学校の講義、学会活動などの区別	活動内容(講演テーマ, 主催, 貢献内容など) 期日(期間), 場所, その他	単位
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

\* 資料があれば添付する。単位は、専門医認定委員会で決定するので、記入しなくてよい。

症例リスト (1)

申請者 \_\_\_\_\_ 印

例	患児名イニシアル (性別)	医療機関名	初診年月日 (初診時年齢)	主治医としての診療期間 (患児の年齢期間)	特記事項 (全身疾患, 発達障害など)
	N.S.(男)	〇〇大学病 院小児歯科	2002.7.8 (4y10m)	2003.4.8~2008.12.25 (5y7m~11y3m)	
	治療内容の概要				
1	患児名イニシアル (性別)	医療機関名	初診年月日 (初診時年齢)	主治医としての診療期間 (患児の年齢)	特記事項 (全身疾患, 発達障害など)
	治療内容の概要				
2	患児名イニシアル (性別)	医療機関名	初診年月日 (初診時年齢)	主治医としての診療期間 (患児の年齢)	特記事項 (全身疾患, 発達障害など)
	治療内容の概要				

## 症例リスト (2)

申請者 \_\_\_\_\_ 印

3	患児名イニシアル (性別)	医療機関名	初診年月日 (初診時年齢)	主治医としての診療期間 (患児の年齢期間)	特記事項 (全身疾患, 発達障害など)
	治療内容の概要				
4	患児名イニシアル (性別)	医療機関名	初診年月日 (初診時年齢)	主治医としての診療期間 (患児の年齢)	特記事項 (全身疾患, 発達障害など)
	治療内容の概要				
5	患児名イニシアル (性別)	医療機関名	初診年月日 (初診時年齢)	主治医としての診療期間 (患児の年齢)	特記事項 (全身疾患, 発達障害など)
	治療内容の概要				

## 症例リスト (3)

申請者 \_\_\_\_\_ 印

6	患児名イニシアル (性別)	医療機関名	初診年月日 (初診時年齢)	主治医としての診療期間 (患児の年齢期間)	特記事項 (全身疾患, 発達障害など)
	治療内容の概要				
7	患児名イニシアル (性別)	医療機関名	初診年月日 (初診時年齢)	主治医としての診療期間 (患児の年齢)	特記事項 (全身疾患, 発達障害など)
	治療内容の概要				
8	患児名イニシアル (性別)	医療機関名	初診年月日 (初診時年齢)	主治医としての診療期間 (患児の年齢)	特記事項 (全身疾患, 発達障害など)
	治療内容の概要				



## 症例リスト (4)

申請者 \_\_\_\_\_ 印

9	患児名イニシアル (性別)	医療機関名	初診年月日 (初診時年齢)	主治医としての診療期間 (患児の年齢期間)	特記事項 (全身疾患, 発達障害など)
	治療内容の概要				
10	患児名イニシアル (性別)	医療機関名	初診年月日 (初診時年齢)	主治医としての診療期間 (患児の年齢)	特記事項 (全身疾患, 発達障害など)
	治療内容の概要				

上記に間違いのないことを証明する。

医療機関・施設名 \_\_\_\_\_ 施設長 \_\_\_\_\_ 印

医療機関・施設名 \_\_\_\_\_ 施設長 \_\_\_\_\_ 印

医療機関・施設名 \_\_\_\_\_ 施設長 \_\_\_\_\_ 印

(複数の医療機関の場合はそれぞれの施設長の署名が必要。本人が施設長の場合は自署とする)